

参考 2

国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイント

【全体事項】

1. 国立研究開発法人の目標の策定及び評価の第一目的は、「研究開発成果の最大化」とする。
2. 研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえて、適切な目標の策定及び評価を行う。
3. 科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の企画・立案・推進との整合性が確保されたものとする。
4. 国の研究開発評価システムとの合理的な整合性が確保されたものとする。

【目標の策定】

5. 主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえ、達成目標、課題の解決などのアウトカムへの貢献に係る目標、目指すべき方向性を示した目標等の大目標を策定する。
6. 主務大臣は、目標の策定に際しては、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取し、活用する。
7. 国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示する。
8. 研究開発に関する審議会は、目標・計画の策定に際し主務大臣に適切な助言を行うとともに、評価に際しての評価軸（評価の視点）についても主務大臣、国立研究開発法人とともに確認し、適切な提言を行う。

9. 主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な合意の下にしっかりと練り上げた目標・計画を策定する。
10. 主務大臣は、このような目標・計画の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は目標・計画の実施について責任を果たす。
11. 目標・計画は、研究開発成果の最大化の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

【評価】

12. 主務大臣は、目標に準じた大枠単位で、目標・計画に関連する取組、成果、効果等を中心として、目標策定時に確認した評価軸（評価の視点）を基本として、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。
13. 主務大臣は、目標として個別・具体的な長のマネジメントの在り方が示されているか否かにかかわらず、長のマネジメントの在り方について適切に確認・評価する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難いと判断される場合は、長のマネジメントの在り方についての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な厳しい指摘、助言、警告等を行う。
14. 国立研究開発法人毎にあるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性・不確実性・予見不可能性・専門性等の特性があること等に鑑み、達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法等、最も相応しい評価手法を適切に選択する。
15. 国の研究開発評価システムとの合理的な整合性を踏まえ、国立研究開発法人に対する評価は、研究開発評価が行われていることを前提として、評価の重点を「法人全体（国全体）の研究開発成果の最大化に関する評価」、「法人全体の適正、効果的かつ効率的な業務運営（マネジメント）に関する評価」とする。（なお、「法人全体」について評価するためには、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要。）

16. 主務大臣は、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、具体的な事実を根拠とした厳しい指摘・助言・警告とともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価、成果の増減の背景事情を踏まえた評価、将来に対する期待等についても織り込んだ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、次につながる（フィードフォワード）評価を行う。
17. 主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの国立研究開発法人の研究開発現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標と、的確な評価を行うために正確な事実を把握するために必要な指標とを適切に分けて取り扱う。